

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 1 号

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 3 6 年相模原市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項及び第 8 条中「第 1 3 条の 6 第 1 項」を「第 1 3 条の 7 第 1 項」に改める。

第 1 2 条の 3 第 1 項中「第 1 3 条の 4 第 1 項」を「第 1 3 条の 5 第 1 項」に改める。

第 1 2 条の 5 第 1 項中「以下この項、第 1 3 条の 2 第 1 項及び第 1 3 条の 3 第 1 項から第 3 項までにおいて」を「第 1 3 条の 4 第 1 項第 3 号を除き、以下」に改める。

第 1 3 条の 6 を第 1 3 条の 7 とし、第 1 3 条の 5 を第 1 3 条の 6 とする。

第 1 3 条の 4 第 1 項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第 1 3 条の 5 とし、第 1 3 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 1 3 条の 4 任命権者は、相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年相模原市条例第 8 号)第 2 4 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係

る申出職員の意向を確認するための措置

- (3) 相模原市職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に任命権者により3歳に満たない子を養育する職員に対して改正後の第13条の4第2項各号に掲げる措置に相当する措置が講じられている場合は、当該子に係る当該措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「第13条の6」を「第13条の7」に改める。